

令和6年度 一関市立藤沢中学校

第1回 学校運営支援協議会

期日：令和6年6月24日(月)

10:00～11:30

場所：藤沢中学校 会議室

《 次 第 》

- 1 授業参観〔2校時 10:00～10:30〕
- 2 校長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 会長・副会長の選出
- 5 協議
 - (1) 学校運営支援協議会について
 - (2) 令和6年度 学校運営の基本方針について
 - (3) その他
- 6 情報交換

会長・副会長の選出

会 長	
副会長（2名）	

※ 一関市学校運営支援協議会規則

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

協 議

1 学校運営支援協議会について

(1) 目的

校長の権限と責任の下に学校及び地域住民、保護者等が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図る。

(一関市学校運営支援協議会規則 第3条より)

(2) 年間計画

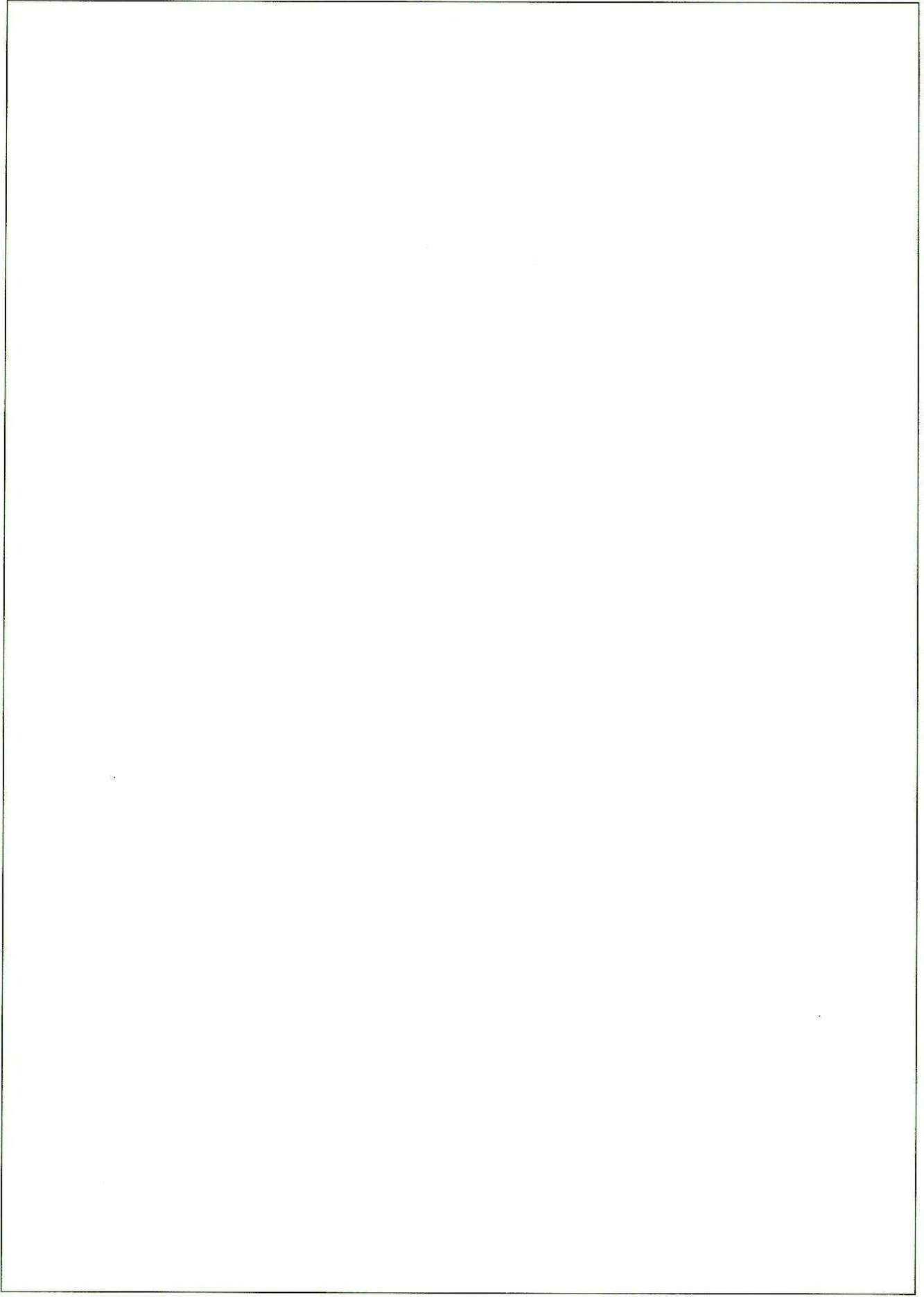
	日 時	主な内容
第1回	6月24日(月) 10:00～	授業参観 学校運営基本方針の承認
第2回	11月12日(火) 13:30～	授業参観 学校運営に係る中間報告と課題についての協議
第3回	2月下旬	学校運営に関する報告と評価

2 令和6年度 学校運営の基本方針について

※ 別紙資料参照

3 その他

情報交換



資料

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
- (3) 特定の個人に関するものでないこと。
- (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うも

のとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和6年度

学校要覧



一関市立藤沢中学校校歌

花岡 恵 作詞
橋本 祥路 作曲

豊かなる この大地

生命育む 恵みの大地

古き歴史に 囲まれて

心豊かに 学びあう

花となれ 光となれ

人となれ

希望に向かって 進む我ら

風わたる この大地

彩り白う 自然の大地

時の流れに 願い込めて

心確かに 伝えあう

花となれ 光となれ

人となれ

夢に向かって 羽ばたく我ら

藤沢 藤沢 藤沢中学校

一関市立 藤沢中学校

〒029-3405 岩手県一関市藤沢町藤沢字狩野40-3

電話 0191-63-2323

FAX 0191-63-2611

E-mail fujichu@city.ichinoseki.iwate.jp

I 学区の概要と学校の沿革

1 地域の概要

- [位置] 岩手県南端、盛岡と仙台とのほぼ中間、北上山地南端西側斜面の丘陵地帯
- [面積・人口] 面積123.1k㎡、人口7,008人（R5.12）で、人口は減少傾向にある。
- [沿革] 平成23年、東磐井郡藤沢町が一関市と合併し、一関市藤沢町となる。
- [概要] 「人と人が結び合い、絆あふれる藤沢」を合い言葉に、住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住みよい地域づくりを進めている。
- 福祉医療センターを中核として地域医療、地域保健、地域福祉の一体的な包括サービスを目指した「健康と福祉の里づくり」に取り組んでおり、家庭に根ざし、地域に開かれた活力ある福祉社会の形成に努めている。
- また、人々が住み、働き、憩う場として「快適で安心して暮らせる生活環境」を目指し、道路、河川、公園、上下水道、さまざまな分野における基盤整備を進める一方、人間と自然が調和した「美しい農村空間の創出」に向けた自然環境の保全と景観づくりを推進している。教育優先を信条に幼保一体、幼小連携の中で就学前教育の充実に努めている。
- また、国際理解事業による国際理解や異文化交流の推進により、世界に開かれたまちづくり、国際社会に対応できる地球市民としての人材の育成など、「豊かな心を育てる教育のまちづくり」を展開している。

2 学校の沿革

平成16年 4月	旧藤沢・黄海の2中学校を統合し、藤沢町立藤沢中学校として開校	令和2年 3月	新型コロナウイルス感染拡大予防のため臨時休業
11月	生徒会室・美術部室改修工事	4月	一関市教育委員会研究指定（教育課程一般2年間）
平成18年 8月	ソフトボール部 県中総体優勝・東北大会準優勝・全国大会出場	令和3年 6月	全日本中学校通信陸上競技岩手県大会 共通男子走高跳第4位 東北大会出場
平成19年 8月	ソフトボール部 東北大会準優勝・全国大会出場	10月	一関市教育委員会研究指定（教育課程一般）学校公開
平成20年 8月	校舎移転作業（生徒・保護者・教職員・町教育委員会）	令和4年 2月	特別教室棟、屋根等塗装改修と外壁の更新完了
仁郷から狩野へ（旧藤沢高等学校）		5月	校内Wi-Fiアクセスポイント工事完了
10月	ソフトボール部 県中新人大会優勝	7月	ソフトテニス部 男子団体 県中総体 第1位 東北大会出場
平成21年 5月	ソフトボール部 東北選抜大会準優勝		ソフトボール部 県中総体 第1位（雨天順延のため矢沢中と2校第1位）
7月	ソフトボール部 県中総体優勝		東北大会出場（藤沢中・東山中・川崎中 4校合同）
平成22年 8月	ソフトボール部 東北大会第3位	10月	ソフトテニス部 男子団体 県中新人大会 第3位 男子個人 第3位
平成23年 3月	東日本大震災により学校施設が被害（体育館・武道場）		ソフトボール部 県中新人大会 第1位（藤沢中・東山中・興田中・千厩中・大東中・大原中 6校合同）
8月	ソフトボール部 県中総体優勝	令和5年 7月	ソフトテニス部 男子個人（千葉・橋本組）県中総体 第3位 東北大会出場
9月	一関市との合併により一関市立藤沢中学校となる。		ソフトボール部 第3位（藤沢中・千厩中・東山中 3校合同）
平成24年 8月	ソフトボール部 県中総体・東北大会優勝・全国大会出場	9月	体育館グランドピアノ更新 記念行事として大船渡市出身ピアニスト西村元希氏をお招きしての講演会兼ピアノコンサート実施
平成25年 5月	ソフトボール部 東北選抜大会優勝	10月	ソフトテニス部 男子団体 県中新人大会 第1位 男子個人 第1位（千葉・橋本組）
7月	創立10周年記念講演会（講師 初代校長 小原雪男氏）	11月	柔剣道場・部室棟屋根塗装工事完了（9月29日～11月3日）
平成25年 8月	ソフトボール部 県中総体優勝・東北大会優勝・全国大会ベスト16		
平成26年 1月	暖房設備改修工事 ボイラーから全室FFファンヒーターへ		
3月	第1回同窓会入会式挙行（初代会長 伊藤貴洋氏）		
8月	屋内運動場耐震改修工事		
9月	岩手県英語弁論大会3年暗唱の部 第1位 熊谷聖輝		
平成29年10月	ソフトボール部 県中新人大会優勝（大東中と合同）		
平成30年 7月	ソフトボール部 県中総体優勝（桜町中・一関中と3校合同）		

II 生徒の状況

1 生徒数・学級数

		1年	2年	3年	特別支援	全体
生徒数	男	24	23	31	2	80
	女	25	23	17	3	68
	計	49	46	48	5	148
学級数		2	2	2	3	9

2 出身地区別生徒数

		藤沢	黄海	新沼	他	計
1学年		30	15	5	0	50
2学年		29	15	5	0	49
3学年		33	14	0	2	49
計		92	44	10	2	148

Ⅲ 学校教育目標と経営の重点

1 学校教育目標

人間尊重の精神に徹し、豊かな人間性と創造性に富み、
最後までやりとげるたくましい生徒を育成する

2 目指す学校像

- 充実した学校……努力、感動、希望のある学校
- 明るく活気に満ちた学校……教師も生徒も笑顔にあふれるコミュニケーションがとれる学校
- うるおいのある学校……お互いを尊重し、自分の良さを他のために役立てることができる学校
- 節度のある学校……「挨拶・返事・規律」を大切にする学校

3 目指す生徒の姿

	知 育	徳 育	体 育
東 阜 の 書 よ り	い き 為 己 己のために為す	す い し 遂 志 志を遂げる	や く しん 躍 清 清々しく躍る
目 指 す 生 徒 像	◎学習に意欲的に取り組み、自己実現を図る ・わかる・できる喜びを感じ主体的・積極的に学ぶ生徒 ・学びを通して自己実現を図る生徒	◎目標をもって努力する ・目標実現に向けてあきらめず挑戦し続ける生徒 ・自己理解を深め、自分の良さを高め、活かそうとする生徒 ・きまりや規律を尊重し規範意識の高い生徒	◎心豊かでたくましく ・命を大切にし、心身ともに健康な生徒 ・他人を尊重し、利他の心をもち行動できる生徒 ・感動を分かち合える生徒
重 点 行 動 目 標	①課題意識をもって学習に取り組むことができる ②学び方を身につけ、個や集団で学習できる ③話し合いを通して決定したり、考えを広げたり深めたりできる	①粘り強く物事に取り組み、最後まで取り組むことができる ②生活のきまりや学習規律を大切にすることができる 「時を守り、場を清め、礼を正す」 ③凡事徹底による学習・生活の基礎基本の定着を図る	①運動に親しみ心身を鍛え、健康な生活を送ることができる ②相手の立場や気持ちを理解し、ふさわしい行動がとれる ③感謝の心を持ち、人の役に立つ喜びを知ることができる

4 1～3を実現するために、こんな教師を目指します

(藤沢中職員として目指す姿の実践)

- 「熱意」……率先垂範、教育への情熱をもち、生徒とともに成長する教師
- 「愛情」……生徒との心の交流を大切にし、生徒理解に努める教師
- 「使命」……自覚と責任をもち、自己研修に努める教師
- 「信頼」……生徒、父母、地域から信頼される教師

5 学校経営方針

- (1) 確かな学力の育成……「楽しく、わかる、できる」実感がもてる授業づくりの推進
- (2) 特別支援教育の充実……個に応じた支援の充実
- (3) 豊かな人間性の育成……すべての子が安心できる居心地の良い集団、学校づくり (学級、学年)
- (4) 健やかな心身の育成……目標実現に向け、子どもの可能性を引き出す指導の推進
- (5) 保護者と地域に信頼される教育の推進……豊かな人間性をもち、信頼される教師の育成

6 学校経営の重点

重点目標	具体的な取り組み内容
<p>1 確かな学力の育成</p> <p>ア 凡事徹底による学習の基礎基本の定着を図る。 イ 授業改善に努め、「わかる授業」「力をつける授業」を実践する。 ウ 毎日の授業において「いわての授業づくり3つの視点」による実践を行い、確かな学力を育成する。 エ キャリア教育を通じて自分理解を深め、進路目標の樹立と達成に向け学習意欲の向上を図る。 オ 毎日、地道に家庭学習に取り組ませる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習規律の徹底を図る。 ・学力下位層への基礎基本の定着及び中上位層への活用能力の育成を目指した学習指導の充実を図る。 ・各種研修会へ積極的に参加し、自らの指導力の向上に努める。 ・ICTを効果的に活用し、学習効果を高め、学習活動の充実を図る。 ・キャリア教育の充実を図り、自分の特性を知ることにより進路意識を高め、学習意欲の向上を図る。 ・学級や授業において、家庭学習の仕方を指導し、適切な分量・質の課題（宿題）を与える。
<p>2 特別支援教育の充実</p> <p>ア 教職員一人ひとりが研修等を通じた特別支援教育に関する専門性の向上に努める。 イ 人権が尊重されるよう生徒一人ひとりを大切にしたい学校・学級づくりを推進する。 ウ 支援を必要とする生徒の状況や気持ちを大切にしたい支援体制を確立する。 エ 進路選択に当たっては、保護者と連携しながら3年間をかけて生徒の実態や願いに応じた適切な指導に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援委員会、校内研修会を開催する。 ・学級担任、特別支援コーディネーターが連携し、本人や保護者の意向、障がいの特性を理解しながら3年間を見通して、進路指導にあたる。 ・ユニバーサルデザインの観点から教室掲示や板書の工夫など、落ち着いて学習できる環境づくりをする。
<p>3 健やかな心身の育成</p> <p>ア 計画的・継続的に体力の向上に努める。 イ 保健安全に関する学習を計画的に行い、自らの心身についての意識を高め、健康で安全な学校生活を送ることができるよう努める。 ウ 食の大切さを学ばせながら望ましい食習慣を育む「食育」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育の授業や部活動、合同トレーニング、特設陸上練習等に積極的に取り組ませ、体力向上と肥満防止に努める。 ・心身の健康や食に関する学習会等を実施する。 ・保健だよりや保護者あて通知文書、期末面談等を利用して治療を勧める。 ・「自分の命は自分で守る」ための安全指導、防災教育を計画的に進める。 ・実効性のある危機管理マニュアルを作成し、職員に周知徹底が図られるよう訓練を実施する。

重点目標

具体的な取り組み内容

4 豊かな人間性の育成

- ア 「特別の教科道徳」を要とし、自他の生命を尊重し、思いやりの心など豊かな心を育む教育を推進する。
- イ 学校不適応やいじめなどの問題行動に対する指導・支援体制を整え、その未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ウ 生徒支援の視点に立った発達支持的生徒指導を推進し、生徒の発達を支える指導に努める。
- エ 様々な体験活動を通して、規範意識や社会性を育成するとともに生徒の自治能力を高める指導を推進する。
- オ 全教育活動を通じて、相手を尊重し、「感謝をする心」と「人のために行動し、役に立つ喜びを感じる心」を育てる指導を推進する。

- ・問題行動・不適応を示す生徒の早期発見・早期対応のために職員の共通理解の下、支持的・計画的指導と関係機関との連携を図る。
- ・「いじめ防止基本方針」の実効性をあげる。
- ・Q-U検査の結果（年2回実施）を踏まえ、研修会を実施し、生徒の支援・指導に活用し、学級経営を充実させる。
- ・あらゆる場で生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場の設定）を生かした指導を進める。
- ・道徳教育の要である「道徳の時間」を充実させる。
- ・生徒会と連携し、よりよい清掃活動を実施する。
- ・毎日の朝読書を確実に実施する。
- ・社会体験活動やボランティア活動などに積極的に取り組ませる。
- ・主体的に学校文化（行事、合唱、生活、部活動等）の継承・発展に取り組ませ、生徒会活動の充実を図る。

5 保護者と地域に信頼される教育の推進

- ア 保護者が安心して教育を託せるような安心安全な環境づくりに努める。
- イ 様々な機会を通じて情報を集め、校報や学級通信などを通じて積極的に情報発信を行うよう努める。
- ウ 保護者、地域住民、関係機関との連携強化、地域行事などへの参加や協力などを積極的に進める。
- エ 故郷を愛し、その復興・発展を支えるとともに、自らの未来を切り拓いていくことのできる生徒の育成に努める。

- ・保護者や地域に寄り添い、その声に耳を傾ける。
- ・校報、学年通信、学級通信などの定期的な発行とHPの公開を行う。
- ・地域の行事に積極的に参加し、地域との交流を促進する。
- ・地域の人材や関係機関などの教育資源を活用する。
- ・復興教育指導計画に基づき復興教育を進める。



IV 教育課程

1 生活時程表

	時 間
職員打合	8:15～8:20
生徒登校	～8:20
朝読書	8:20～8:30
陰山メソッド	8:30～8:35
短学活	8:35～8:45
1校時	8:50～9:40
2校時	9:50～10:40
3校時	10:50～11:40
4校時	11:50～12:40
給食	12:40～13:15
昼休憩	13:15～13:35
5校時	13:40～14:30
6校時	14:40～15:30
清掃	15:35～15:50
短学活	15:55～16:10
諸活動	16:10～16:35
下校	16:45

<優先日>

- ◎委員会・生徒会活動：月曜日（部活動なし）
- ◎学年活動：火曜日
- ◎学級活動：水曜日
- ◎部活動：木・金曜日

<朝会>

- ◎全校朝会：火曜日
- ◎学年朝会：水曜日（3年）
木曜日（2年）
金曜日（1年）

2 主な行事

月	行事（生徒会行事も含む）
4	紹介式、始業式、入学式、修学旅行 新入生歓迎会、身体測定、生徒総会 授業参観、PTA総会、部活入部
5	体育祭、部活動延長活動、各種検診 芸術鑑賞教室（2・3年生）
6	避難訓練、引き渡し訓練 部活動延長活動、地区中総体、期末テスト
7	県中総体、期末面談、終業式、夏季休業
8	夏季休業、野焼祭、地区駅伝 始業式、休み明けテスト、社会体験学習
9	部活動延長活動、地区新人戦、中間テスト
10	県中新人戦（前期）、環境整備作業 文化祭、地区中文祭（展示）
11	地区音楽発表会、県中新人戦（後期） 授業参観、教育相談週間、期末テスト
12	期末面談、終業式、冬季休業
1	冬季休業、始業式、休み明けテスト 私立高校入試
2	期末テスト
3	公立高校入試、実力テスト、卒業式 修了式、離任式

3 スクールバス

七日町線	曲田線	中山線
登校便		8:05 学校着
下校便		原則1便運行

V 校内研究

研究主題

「見通しをもって粘り強く学習に取り組む生徒の育成」

～根拠をもって自分の考えを表現する授業実践を通して～

Ⅵ 藤沢中学校 まなびフェスト

「まなびフェスト」を実現するために			
	まなびフェスト	達成のための手立て	評価（検証）方法
確かな学力の定着	① 「授業がよくわかる、どちらかといえばよくわかる」とする段階の生徒の割合 85%以上を目指します。	一人一人の授業研究会（講師招聘） 相互授業参観（毎月） 調査結果に基づく授業改善	県学習定着度状況調査 全国学力・学習状況調査 生徒アンケート（7・12月）
	② 「学校の宿題だけでなく自主学習に取り組む」生徒の割合 60%以上を目指します。	「家庭学習の手引き」の活用 教科担任による指導 学習委員会による呼びかけ	生徒アンケート（7・12月） 県学習定着度状況調査 家庭学習強化週間集計 年4回 長期休業中の生徒会集計
健やかな心身の育成	③ 積極的に運動に取り組み、体力の向上に努めさせます。	保健体育の授業の充実 部活動や生徒会活動の充実（合同トレーニングの実施）	自己肯定評価 85%以上 （とても積極的、積極的） 中間調査（9～10月）
	④ 健康に関する学習を積極的にを行い、自分の健康への意識を高めます。	栄養職員による食育指導等 薬物乱用防止講演会 学級担任、養護教諭による学級指導	学校評価アンケート、感想文等
	⑤ 治療勧告生徒の受診治療率 70%以上（冬休み明けまで）を目指します。	学級指導、個別指導 期末面談等で保護者へ依頼 機会をとらえてのPR	治療完了者数
豊かな人間性の育成	⑥ 「その場に応じた気持ちの良い挨拶や返事ができる生徒」90%以上を目指します。	日常のマナー指導 生徒会・委員会との連携	学校評価アンケート 生徒アンケート（7・12月）
	⑦ 朝読書により読書の習慣づけを図り、「1年間に一人10冊以上の本を読む生徒」80%以上を目指します。	図書委員会の活動の充実 朝読書の実施と読書記録の作成 学級文庫の充実 読書普及員との連携	読書冊数の集計 生徒アンケート（7・12月）
	⑧ ボランティア活動や清掃活動など誰かのために行動する心を磨く活動に積極的に取り組みます。	日常の清掃活動、期末清掃 福祉体験活動、花壇づくり	生徒アンケート（7・12月） 学校評価アンケート
地域に開かれた学校	⑨ 学校の情報を積極的に発信するとともに、保護者や地域からの情報や声を積極的に収集し、教育活動の改善に努めます。	校報、学校HP、学級通信（月2号以上発行）等の広報活動 学校運営支援評議員会の開催 野焼祭、方言川柳大会等行事参加	学校運営支援評議員からの意見 学校評価アンケート 生徒アンケート（7・12月）
	⑩ 地域行事に積極的に協力します。		



令和6年度 第1回 学校運営支援協議会資料

一関市立藤沢中学校

1 学校の状況

(1) 生徒数 (人)

	1年生	2年生	3年生	特支(知)	特支(情)	特支(肢)	計
男	24(24)	23(24)	31(32)	0	2	0	80
女	25(26)	23(25)	17(17)	2	0	1	68
計	49(50)	46(49)	48(49)	2	2	1	148

※ () 内の数字は特別支援学級の生徒が入った数字

出身地区別人数

	1年生	2年生	3年生	計
藤沢	30	29	33	92
黄海	15	15	14	44
新沼	5	5	0	10
その他	0	0	2	2
計	50	49	49	148

全校生徒数の推移

R元	167名
R2	154名
R3	154名
R4	152名
R5	150名
R6	148名

(2) 職員数 (人) (事務、養護教諭、用務員を含む) ※R5. 3月の年齢

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
男	2	3	2	3	0	10
女	1	1	0	3	4(再2講1)	9
計	3	4	2	6	4	19

非常勤職員

学校サポーター：男1、女1

適応支援員：男1 スクールカウンセラー：女1 ALT：女1 読書普及員：女1

部活動指導員：男1

(3) 生徒の家庭環境

ア PTA会員数 P134名 T19名



(4) 部活動 部員数

	部活動名	部員数	3年	2年	1年
1	野球	15	8	4	3
2	ソフトボール	2	0	0	2
3	サッカー	23	11	6	6
4	バレーボール (男子)	5	1	3	1
5	バレーボール (女子)	12	3	0	9
6	卓球 (男子)	7	1	3	3
7	卓球 (女子)	9	3	2	4
8	ソフトテニス (男子)	16	6	4	6
9	ソフトテニス (女子)	14	5	7	3
10	吹奏楽	13	2	6	5
11	美術	25	8	11	6
	未加入	6	1	3	2
	合計	148	49	49	50

(5) 卒業生の進路 (R5)

	学科	計
千 厩 高	普通	
	生産技術	
	産業技術	
大 東 高	情報ビジネス	
一関第一高	普通・理数	
一関第二高	総合	
一関工業高	土木	
一関高等専	未来創造科学	
一関修紅高	普通	
一関学院高	普通	
佐沼高	普通科	
飛鳥未来きずな高	ネットコース	
合計		

2 学校経営上の課題と取組

(1) 学力向上

ア 現状

- ・諸検査・実力テスト結果より、全ての教科で落ち込みが見られる。
- ・家庭学習習慣が定着せず、またその方法についても確立されていない。
- ・進路についての意識の不足。

イ 取組の重点

- ・「わかる授業」「力をつける授業」の実践
- ・小学校との連携による「家庭学習」習慣の確立（藤っ子まなびプランの活用）
- ・全校生徒による陰山メソッド（基本的な生活習慣の定着と反復学習）の取り組み
- ・ICTの活用
- ・キャリア教育の推進による進路意識の向上

(2) 特別支援教育の充実

ア 現状

- ・学力不振や問題行動、不適応などの背景に発達障がいがある事例の増加

イ 取組

- ・校内研等で全職員が発達障がいやその対応についての理解を深め、生徒の状況や気持ちを大切に
した支援体制を確立する。

(3) 不登校等

ア 現状



イ 取組

- ・新規の不登校を出さないための取り組み
 - ・定期的な教育相談（学期に1回）
 - ・月1回のアンケート
 - ・月1回の生徒支援委員会及び職員会議での生徒情報の共有
 - ・外部機関（特に医療）との連携
 - ・1年生の「プチ教育相談」（4月中に全員実施。不安を取り除くとともに担任との信頼関係づくりを図る。）
- ・不登校・別室登校生徒に対する「適切な対処」に係る取組
 - ・別室（校内適応支援教室）におけるICTを活用しての学習支援（リモートで学級とつなぐ）

(4) 情報モラルの向上

ア 現状

- ・動画視聴・ゲーム依存による生活習慣の乱れ
- ・SNSによる人間関係のトラブル

イ 取組

- ・情報モラル講演会・学校通信などによる啓蒙活動
- ・PTA総会、体育祭等での保護者への呼びかけ

(5) 働き方改革の推進

ア 現状

- ・月 45 時間以上の勤務時間外労働に該当する職員が複数おり、また多くの職員が 19:00 以降の退庁となっている。
- ・部活動の地域移行がまだ進んでいない。

イ 取組

- ・働き方改革アクションプランの策定と取組
- ・部活動の地域移行の推進